鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年１２月２３日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第２３号

鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年鳥取市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第６条第５項中「次条第２号」を「次条第１項第２号」に、「第１７条」を「第１７条第１項」に改める。

第７条中「第３項まで」の次に「並びに附則第３項」を加え、同条第２号中「保育をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の４項を加える。

２　市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第２号の規定を適用しないこととすることができる。

⑴　家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

⑵　次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

３　前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

⑴　当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　第２８条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）

⑵　事業実施場所において代替保育が提供される場合　事業の規模等を勘案して小規模保育事業Ａ型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

４　市長は、家庭的保育事業者等による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

５　前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第５９条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

⑴　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第５９条の２第１項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第６条の３第１２項に規定する業務を目的とするものに限る。）

⑵　法第６条の３第１２項及び第３９条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、法第６条の３第９項第１号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第２４条第２項第２号中「第３４条の２０第１項第４号」を「第３４条の２０第１項第３号」に改める。

第３８条第２号中「(平成２４年法律第６５号)」を削る。

第４６条中「第７条第１号」を「第７条第１項第１号」に改め、同条に次の１項を加える。

２　保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第６条の３第１２項第２号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの（附則第３項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第７条第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第３項中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「施行日から起算して５年を経過する日」を「令和７年３月３１日」に改める。

附則第６項から第８項までの規定中「平成３２年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に改める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。